

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

川西市教育委員会規則第 9 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（平成18年川西市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「4月6日まで」を「4月7日まで」に改め、同項第5号中「8月27日まで」を「8月26日まで」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「12月26日から」を「12月25日から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋季休業日 11月4日

第3条第2項中「第6号まで」を「第7号まで」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。